

# 令和 8 年度交通安全啓発 CM 事業業務

条件付一般競争入札

入 札 説 明 書  
(郵便入札方式)

令和 8 年 8 月  
福島県交通対策協議会  
(事務局 福島県生活環境部生活交通課内)

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)、福島県財務規則(昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。)及び本件委託契約に係る一般競争入札(以下「入札」という。)の公告の規定に基づき、福島県交通対策協議会が発注する業務委託に関し、入札に参加する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

なお、本件は入札書を郵送する郵便方式により行うものとする。

## 1 発注者(契約権者)

福島県交通対策協議会長 内堀 雅雄

## 2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 令和 8 年度交通安全啓発 CM 事業業務 一式
- (2) 業務の仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者で、かつ、4 に規定する資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件公告の日から開札の日までの間に、官公庁から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 県内に事業所を有し、かつ、当該業務を確実に履行できる体制を整えている者であること。
- (5) 過去 2 年間に於いて、国、地方公共団体その他公共的団体から類似業務を受託した実績を有すること。

## 4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、入札参加資格確認申請書(様式 1)に次の書類を添付し、令和 8 年 9 月 9 日(水)午後 5 時までに下記 5 (1) の示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

なお、資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。

また、審査確認の結果については、入札参加資格確認通知書により、入札者に対して通知するものとする。

ア 法人登記簿謄本（コピー可）

イ 印鑑証明書（コピー可。入札書等への押印を省略する場合は提出不要）

ウ 身分証明書（個人事業者に限る。契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないことの市町村長の証明）（コピー可）

エ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式 7）

オ 県内に事業所を有していることを証明する書類（パンフレット可）

カ 業務経歴書（様式 2）

キ 会社概要（任意様式）

ク 入札公告日から過去 2 年間に於いて、福島県又は福島県内の地方公共団体から類似の業務を委託した実績を証する書類（任意様式）

※ 長 3 封筒を同封すること。封筒に 110 円切手を貼付し、入札参加資格確認通知書の送付先の宛名を記入すること。

## 5 入札書の提出期限等

### (1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和 8 年 9 月 9 日（水）

福島県交通対策協議会事務局（福島県生活環境部生活交通課内 西庁舎 10 階）

なお、申請書類は郵送を可とする。

### (2) 入札書の提出期限及び送付先

令和 8 年 9 月 16 日（水）午後 5 時必着

福島県交通対策協議会事務局（福島県生活環境部生活交通課内 西庁舎 10 階）

### (3) 開札の日時及び場所

令和 8 年 9 月 18 日（金）午後 1 時 30 分

福島県庁西庁舎 10 階 生活環境部大会議室

## 6 入札書の提出方法等

### (1) 入札書は、指定の入札書（様式 4）に必要とする事項を記載し、上記 5 の (2) で指定する日まで以下の方法により作成しなければならない。

また、入札者の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。

### (2) 入札書を郵送（書留郵便に限る。）する際は、二重封筒とし、**入札書の中封筒に密封のうえ**、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限必着となるように送付すること。

ア 氏名（法人にあつては、商号又は名称）

イ [9月18日開札「件名：令和8年度交通安全啓発CM事業」の入札書在中]

なお、電報、伝送その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名を記載すること。

押印を省略する場合にのみ余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

## 7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額(入札書に記載する金額の100分の110に相当する額)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、入札執行前に現金により納付するものとし、銀行振込等の方法を希望する場合は、事前に当該入札公告問い合わせ先に連絡をすること。
- (3) 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書の写し等を、入札書を入れた外封筒に同封すること。
- (4) 財務規則第249条第1項第1号又は第2号(別記1)に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、入札保証金の免除を申請する者は、入札保証金納付免除申請書(様式3)に保険証書又は業務実績証明書を添付して令和8年9月9日(水)午後5時15分までに上記5(1)の場所に提出すること。
- (5) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

## 8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、再度入札に付することができるものとし、再度入札の方法については別途通知する。  
なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 前号においても落札者が決定しないときは、再度の入札の2回目で低価格の入札をした者による随意契約に移行する。その際は、見積書(様式6)に必要事項を記載して提出すること。

## 9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県交通対策協議会長から説明を求められた場

合は、それに応じなければならない。

## 10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札仕様書等に関する質問書(様式5)により説明を求めることができる。

回答については下記の回答予定日に福島県生活環境部ホームページに掲載する。

受付期間 令和8年8月26日(水)から令和8年9月1日(火)まで

(持参する場合は土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から  
午後5時15分まで)

受付方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参

受付場所 5(1)に掲げる場所

回答予定日 令和8年9月4日(金)

(URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005d/kotsuanzenncm-nyusatsu.html>)

- (2) 入札書は郵送により、指定の日時まで確実に到着しなければならない。
- (3) 入札者は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## 11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

## 12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 記名、押印を欠く入札(押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載のない入札を含む。)
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判断することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (9) 入札参加資格確認審査において虚偽の申請を行った者のした入札

- (10) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

### 1 3 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定を適用する必要があると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とするところがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者の決定を行う。
- (3) 入札結果については、速やかに入札参加者に対し電話等により連絡する。

### 1 4 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項第 2 号又は第 4 号(別記 2)に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

### 1 5 契約書の締結

- (1) 令和 8 年度交通安全啓発 CM 事業業務契約書(別紙のとおり。以下「契約書」という。)を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から 10 日以内(特別な事情があるときは、発注者が指定した期日まで)に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により三者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

### 1 6 契約条項

契約書(案)及び福島県財務規則による。

### 1 7 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明または錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

## 18 その他

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認通知書を受領した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札または開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (3) 入札から落札者の決定までに入札者が3に示す要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。
- (4) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。
  - ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
  - イ 第三者への配布を目的とした本説明書の複写
  - ウ 第三者への本説明書複写物の配布

## 19 当該委託契約に関する業務を担当する課

上記5(1)に同じ。

## 別記 1

### 福島県財務規則(抜粋)

#### (入札保証金の減免)

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署(予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(3) ～(4) (略)

2 (略)

## 別記 2

### 福島県財務規則(抜粋)

#### (契約保証金の減免)

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) (略)
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) (略)
- (4) 過去 2 年間に官公署(予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5) ～(18) (略)

2 (略)